

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率の特例に関する条例		
条 例 番 号	昭和 27 年神奈川県条例第 69 号	法 規 集	第 3 編第 7 章
所 管 部 局 室 課	政策部税務課		
条 例 の 概 要	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 13 条第 3 項等の規定に基づき日米合同委員会において合意された税率を適用するため、地方税法第 6 条第 2 項に基づき、神奈川県県税条例の特例を定めている。		

検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	討	必要性 (現在でも必要な条例か。)	アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する自動車に対する自動車税について、平成 11 年 2 月の日米合同委員会において合意された金額とするため、神奈川県県税条例の特例を定めるものであり、本条例は、現在でも必要な条例である。
有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)		日米合同委員会における合意に基づきアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の税率を定めるものであり、本条例は、有効に機能している。	
効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)		アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の税率は、日米合同委員会における合意に基づき明確に規定されており、その徴収は効率的に行われている。	
基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)		日米合同委員会における合意に基づき自動車税の税率についての特例を定めるものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)		地方税法第 6 条第 2 項の規定に基づき、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の税率についての特例を定めるものであり、憲法、法令に抵触しないものである。	
その他			

見直し結果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	

次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無
---------	----------	----------	-----